

# ○ひたちなか市男女共同参画推進条例

平成15年3月27日

条例第2号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第7条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第16条）

### 第3章 雑則（第17条）

### 付則

すべて人は平等であり、男性と女性是对等なパートナーとして互いの人権を尊重しなければならない。

本市では、平成9年3月に「男女共同参画プラン」を策定し、市民と共に積極的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきたが依然として、男女の自立や多様な生き方を阻害する性別による固定的な役割分担意識及びそれに起因する社会慣行が見られる状況にある。

少子・高齢化、情報化、国際化等が急速に進展し、また個人の価値観及びライフスタイルの多様化が進行している現状において、本市がさらに安心して暮らしたくなるまちに発展していくためには、従来の性別による固定的な役割分担などの概念を払拭し、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思と責任により、社会のあらゆる分野の活動に参画していくことができる社会環境システムを構築していく必要がある。

ここに、人権の尊重と男女平等の下に、男女共同参画の推進についての基本理念及び責務を明らかにし、市民一人ひとりが真に豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、事業者が一体となって取組を推進するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、性別による固定的な役割分担を強要されないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女が共同して参画し、かつ、責任を担うことを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会の取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策のほか、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体

と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職業生活における活動及び家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動を受けた相手方の対応に対して不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関して、総合的かつ計画的に施策を実施するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめひたちなか市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(調査研究)

第9条 市は、男女共同参画の推進に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(教育及び学習の充実)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(広報活動)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関して、市民及び事業者の関心と理解を深めるために、必要な広報活動を行うものとする。

(男女共同参画強調月間)

第12条 市長は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心及び理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に実施されるようにするため、男女共同参画強調月間を設けるものとする。

2 男女共同参画強調月間は、毎年11月とする。

(施策の状況等の公表)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、市が講じた施策の状況等を公表しなければならない。

(市民及び事業者の活動に対する支援)

第14条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(積極的改善措置)

第15条 市は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講じることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

(相談窓口)

第16条 市長は、市民が性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された場合の相談窓口を置くものとする。

2 市長は、前項の規定による相談を受けた場合には、関係機関と連携をとり、人権侵害を受けた者の立場に配慮した適切な対応をするものとする。

### 第3章 雑則

(委任)

第17条 この条例の規定によるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。  
(ひたちなか市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 ひたちなか市附属機関の設置に関する条例（平成6年条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略